

富里市地域公共交通会議事務局規程一部改正【新旧対照表】

改正後	改正前
(職員等) 第3条 事務局に、事務局長その他必要な事務局員を置く。 2 事務局長は、富里市企画財政部経営戦略課長をもって充てる。 3 事務局員は、富里市企画財政部経営戦略課の職員をもって充てる。	(職員等) 第3条 事務局に、事務局長その他必要な事務局員を置く。 2 事務局長は、富里市企画財政部企画課長をもって充てる。 3 事務局員は、富里市企画財政部企画課の職員をもって充てる。
附 則 この規程は、令和3年4月27日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年3月29日から施行する。</u>	附 則 この規程は、令和3年4月27日から施行する。